

一宮市物品購入関係入札者心得書

(趣旨)

第 1 条 この心得は、物品の購入、製造の請負その他の契約の締結について、一宮市が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(指名の取消し等)

第 2 条 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者となった場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人
- (2) 破産者

2 入札参加者が前項各号のいずれかに該当する者となった場合は、特別の理由がある場合のほか、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させない。

第 3 条 入札参加者が次の各号のいずれかに該当する者となった場合は、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用した場合も同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項各号のいずれかに該当する者について、当該事実があった後 2 年間、その者を入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用した場合も同様とする。

第 4 条 入札参加者の経営、資産、信用状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したとき、又は契約の相手方として不適当と認められる事態が発生したときは、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格を取消し、又は入札に参加させないことがある。

(入札保証金)

第 5 条 入札参加者は、その見積金額（単価による入札にあっては、見積金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 指名競争入札にあっては指名競争入札通知書（以下「指名通知書」という。）、一般競争入札にあっては入札公告等において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

（入札保証金の納付に代わる担保）

第 6 条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担 保 の 種 類	担 保 の 価 値
国債及び地方債	政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治 41 年勅令第 287 号）の例による金額
政府の保証のある債券及び市長が確実と認める社債	額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 10 分の 8 の金額
銀行又は市長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手	券面金額
銀行又は市長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権	債権金額の 10 分の 10 の金額
銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証	保証金額

（入札保証保険証券の提出）

第 7 条 入札参加者は、本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

（入札保証金等の納付方法）

第 8 条 入札保証金は、市の発行する納付書により納付しなければならない。

- 2 出納員は、入札保証金の納付があったときには、納付証明書を当該納入者に交付する。
- 3 前 2 項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

（入札の基本的事項）

第 9 条 入札参加者は、市から指示された仕様書及び図面その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。

2 仕様書及び図面等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が仕様書及び図面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 第 1 項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、指名通知書又は入札公告等において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。
(公正な入札の確保)

第 9 条の 2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第 9 条の 3 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札)

第 10 条 入札参加者は、入札書（様式第 1 号）に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、あらかじめ指名通知書又は入札公告等により示した日時及び場所において、市職員の指示により提出しなければならない。

2 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状（様式第 2 号）を提出させなければならない。

3 郵便による入札は認めない。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）に定める「欧州連合の供給者」については、この限りではない。

(入札の辞退)

第 10 条の 2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式第 3 号）を契約担当課に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第 11 条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止)

第12条 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

(開札)

第13条 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札者を立ち会わせて行う。

2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて行う。

(入札の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付又は入札保証金の納付に代わる担保を提供しない者のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に持参しない入札
- (4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名及び押印のない入札
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (11) その他契約担当課長があらかじめ指示した事項に違反した入札

(落札者)

第15条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格(売却及び貸付等においては、最高の価格)をもって入札をした者を落札者とする。

2 前項の規定にかかわらず、物品の購入、製造の請負その他の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

3 第1項の規定にかかわらず、物品の購入、製造の請負その他の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要であると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(再度入札)

第 16 条 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。ただし、入札回数は、第 1 回を含めて 3 回以内とする。

2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 第 14 条各号の規定により無効となった入札
- (2) 前条第 2 項の規定により落札者とされなかった入札
- (3) 前条第 3 項の規定による最低制限価格を下回った入札
- (4) 第 2 回目の入札の結果により、第 1 回入札における最低価格以上の入札

(再度入札の入札保証金)

第 17 条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(くじによる落札者の決定)

第 18 条 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、くじによる落札者の決定書（様式第 4 号）により当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者又は当該入札に立ち会わずくじを引くことができない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引くものとする。

(入札結果の通知)

第 19 条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札者がいないときにはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときには、その者に落札者となった旨を通知する。

(契約書の作成)

第 20 条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して 7 日以内に、契約書を作成し、記名押印のうえ提出しなければならない。ただし、市において必要があるときは、提出期限を変更することがある。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。

(入札保証金等の返還)

第 21 条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下本条において同じ。）は、入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者に対しては、契約を締結したときに還付する。

2 入札保証金の還付を受ける場合においては、領収証書等を出納員に提出するものとする。

3 第 1 項ただし書きの規定にかかわらず、落札者から申出があったときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

(入札保証金に対する利息)

第 22 条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

(入札保証金の没収)

第 23 条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、市に帰属する。

(議会の議決を経なければならない契約)

第 24 条 物品の購入又は製造の請負で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年一宮市条例第 4 号）の定めるところにより議会の議決に付すべきものについては、一宮市議会の議決を経たうえ、契約を確定する。ただし、地方公営企業法の適用を受ける事業に係る契約については、この条の規定は、適用しない。

(雑則)

第 25 条 入札参加者はこの入札心得書に規定するもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）その他一宮市契約規則（昭和 50 年一宮市規則第 16 号）等で定めのあるものについては、遵守しなければならない。

付 則

この心得書は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

付 則

この心得書は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。